



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年1月10日金曜日 第69号

◇ 目 次 ◇ 規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則.....	(保健福祉課).....	1
愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則.....	(土木管理課).....	2

告 示

救急病院の協力申出.....	(医療対策課).....	3
農用地利用配分計画の認可.....	(農政課農地・担い手対策室).....	3
地域森林計画の公表.....	(林業政策課).....	3
地域森林計画の変更の公表(4件).....	(").....	4
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課).....	4
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る揭示.....	(").....	4
保安林の施業要件を変更する件に係る揭示(3件).....	(").....	4
地方卸売市場の廃止の許可.....	(漁政課).....	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件).....	(砂防課).....	6
公共測量の実施の通知(2件).....	(道路維持課).....	7
公共測量の終了の通知.....	(").....	7
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	(会計課).....	7
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課).....	7
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項による特定施設の設置の許可申請の概要(2件).....	(東予地方局環境保全課).....	7
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(").....	10
土地改良事業の計画の変更の認可.....	(東予地方局農村整備課).....	13
道路の供用開始(県道大洲野村線).....	(南予地方局西予土木事務所).....	13

公営企業公告

感染性廃棄物処理業務(処分)の委託.....	(公営企業管理局総務課).....	13
------------------------	-------------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第1号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則(昭和32年愛媛県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>総合支援資金の貸付基準</p> <p>1 貸付対象</p> <p>資金の貸付けの対象となる世帯は、失業者等のある世帯その他日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために就労支援、家計相談支援等の継続的な相談支援並びに生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であつて、次のいずれにも該当するものとする。</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>総合支援資金の貸付基準</p> <p>1 貸付対象</p> <p>資金の貸付けの対象となる世帯は、失業者等のある世帯その他日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために就労支援、<u>家計指導</u>等の継続的な相談支援並びに生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であつて、次のいずれにも該当するものとする。</p>

- (1)・(2) 省略
 - (3) 現に住居を有していること又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
 - (4)・(5) 省略
 - (6) 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと。
- 2～10 省略

別表第3（第2条関係）

不動産担保型生活資金の貸付基準

- 1～4 省略
 - 5 貸付利子
 - (1) 各単位期間（初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間をいう。以下この表において同じ。）中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日（当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付けの停止の日）の翌日から当該貸付契約の終了日までの間の日数に応じ、計算して付するものとする。
 - (2) 省略
- 6～15 省略

別表第4（第2条関係）

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付基準

- 1～6 省略
 - 7 貸付利子
 - (1) 各単位期間（初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間をいう。以下この表において同じ。）中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日（当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付けの停止の日）の翌日から当該貸付契約の終了日までの間の日数に応じ、計算して付するものとする。
 - (2) 省略
- 8～17 省略

- (1)・(2) 省略
 - (3) 現に住居を有していること又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
 - (4)・(5) 省略
 - (6) 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを__受けることができず、生活費を賄うことができないこと。
- 2～10 省略

別表第3（第2条関係）

不動産担保型生活資金の貸付基準

- 1～4 省略
 - 5 貸付利子
 - (1) 各単位期間（初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間をいう。以下この表において同じ。）中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日（当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付けの停止の日）の翌日から当該貸付金の償還期限までの間の日数に応じ、計算して付するものとする。
 - (2) 省略
- 6～15 省略

別表第4（第2条関係）

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付基準

- 1～6 省略
 - 7 貸付利子
 - (1) 各単位期間（初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間をいう。以下この表において同じ。）中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日（当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付けの停止の日）の翌日から当該貸付金の償還期限までの間の日数に応じ、計算して付するものとする。
 - (2) 省略
- 8～17 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第2号

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第3（第19条、第28条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1～6 省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7 <u>大洲市東大洲174番地</u> 愛媛県南予地方局大洲土木事務所内</td> </tr> </table>	1～6 省略	7 <u>大洲市東大洲174番地</u> 愛媛県南予地方局大洲土木事務所内	<p>別表第3（第19条、第28条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1～6 省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7 <u>大洲市田口甲425番地 1</u> 愛媛県南予地方局大洲土木事務所内</td> </tr> </table>	1～6 省略	7 <u>大洲市田口甲425番地 1</u> 愛媛県南予地方局大洲土木事務所内
1～6 省略					
7 <u>大洲市東大洲174番地</u> 愛媛県南予地方局大洲土木事務所内					
1～6 省略					
7 <u>大洲市田口甲425番地 1</u> 愛媛県南予地方局大洲土木事務所内					

8～11 省略

8～11 省略

(愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第2条 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則(昭和60年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名 称	場 所	名 称	場 所
愛媛県浄化槽工 事業者登録簿閱 覧所	省略	愛媛県浄化槽工 事業者登録簿閱 覧所	省略
	大洲市東大洲174番地		大洲市田口甲425番地1
	南予地方局大洲土木事務所内		南予地方局大洲土木事務所内
	省略		省略

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成14年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
1～5 省略		1～5 省略	
6 大洲市東大洲174番地	愛媛県南予地方局大洲土木事務所内	6 大洲市田口甲425番地1	愛媛県南予地方局大洲土木事務所内
7～10 省略		7～10 省略	

附 則

この規則は、令和2年1月14日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
放射線第一病院	今治市北日吉町一丁目10番50号	医療法人順天会	令和5年1月5日まで

○愛媛県告示第2号

令和元年12月23日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(m ²)
農事組合法人八反地営農組合	愛媛県松山市	愛媛県松山市庄甲327番ほか1筆	1,157
柳野 浩	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市三間町務田606番ほか1筆	2,060
株式会社ゆめゆめ農研	愛媛県松山市	愛媛県伊予郡松前町大字大溝字叶田246番1ほか1筆	1,889
玉井 伶緒	愛媛県西条市	愛媛県西条市丹原町北田野901番地1	1,009

2 認可年月日

令和元年12月26日

○愛媛県告示第3号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、令和元年12月27日、東予地域森林計画を立てた。

東予地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和元年12月27日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和元年12月27日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和元年12月27日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和元年12月27日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第8号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

東温市井内字コシキ藪甲1491、甲1492の2、甲1493から甲1495まで、字コシキヤブ乙518、乙519、乙521の1、字ヤナギサコ乙517、乙553、乙554の2、乙554の3、乙556の1、乙556の3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

井内字コシキ藪甲1491・甲1492の2・甲1494・甲1495・（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字コシキ

ヤブ乙518・乙519・乙521の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヤナギサコ乙517・乙553・乙554の2・乙556の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第9号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年7月愛媛県告示第348号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows include specific land parcels in Uwajima City.

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第10号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年9月農林水産省告示第889号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所

在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川イ39番戸 鈴木 利三郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井1031番地 鶴井 金次郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	愛知県春日井市上条町三丁目14番地3 南 孝之	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字西谷4248番地 三好 歳広	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1124番地 山下 重千代	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	兵庫県川西市小戸三丁目13番10号 渡部 昌克	森林所有者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第11号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和元年9月農林水産省告示第889号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市道後一万4番12号 井口 泰志	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

久万高原町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第12号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和元年10月農林水産省告示第1074号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村大字日野浦甲520番地1 秋山 慶藏	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡久万高原町西谷1970番地 安宅 幸廣	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市湊町三丁目5番地 和泉 良子	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	市川 音五郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村大字日野浦乙2772番地 市川 喜久雄	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市南江戸五丁目5番39号 市川 雅範	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市末広町二丁目61番戸 愛媛無盡株式会社	根抵当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村日野浦5524番地 河崎 政實	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡弘形村大字日野浦甲2653番地 高崎 浅五郎	抵当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市天山一丁目2番46号 櫻木 信之	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村日野浦5257番地 高橋 博則	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	香川県高松市多賀町二丁目16番8-401号 竹内 悦夫	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡弘形村大字日野浦甲2598番地 鶴崎 政吉	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市北井門町489番地1 鶴崎 忠仁	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市六軒家町1番31号 鶴崎 好則	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡弘形村大字日野浦甲2651番地31 土居 と免よ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡弘形村大字日野浦185番戸 中岡 新五郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	大分県別府市南町内107丁目99番地3 中岡 正友	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	東京都千代田区大手町一丁目5番地6 農林漁業金融公庫	質権者

上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	東京都千代田区大手町一丁目5番地6 農林漁業金融公庫（取扱店 農林中央金庫松山支店）	抵当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	松山市湊町三丁目5番地1 日野二郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡久万高原町上畑野川甲1900番地1 藤田悦子	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡弘形村大字上黒岩2番耕地4192番地 藤田豊藏	抵当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡弘形村大字日野浦甲1711番地 正岡静夫	抵当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	三重県度会郡玉城町佐田411番地2 正岡哲治	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	松山市和気町一丁目87番地 正岡道子	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	松山市中村町四丁目11番40号 村中政一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡弘形村大字日野浦甲2611番地 山村初太郎	森林所有者

上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	松山市朝日ヶ丘二丁目3番32号 吉見省三	森林所有者
-------------------------	-------------------------	-------

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第13号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

許可年月日	開設者の氏名又は名称	廃止に係る地方卸売市場		取扱品目の部類
		所在地	名称	
令和元年12月18日	株式会社宇和島魚市場	宇和島市築地町2丁目6番1号	株式会社宇和島魚市場地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第14号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

御三戸北

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線、標柱8号と標柱9号を一般県道東川上黒岩線西側官民境界線で結んだ線、標柱9号と標柱10号を結んだ線及び標柱10号と標柱1号を一般県道東川上黒岩線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町	地番	標柱	
上浮穴郡久万高原町	上黒岩	2909番	1号、2号
		2906番1	3号
		2898番	4号、5号
		2938番	6号、7号
		2932番2	8号
		2933番1	9号
		2911番1	10号

○愛媛県告示第15号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

立目B（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成7年10月愛媛県告示第1323号）立目B（追加）の項で指定した標柱15号、標柱14号及び標柱13号を順次結んだ線、標柱13号と次に掲げる地番の土地に存する標柱20号から標柱26号までを順次結んだ線及び標柱26号と標柱15号を結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱
宇和島市	吉田町南君 向畑	1569番	20号
		1600番1	21号
		1557番	22号
		1527番1	23号、24号
		1609番1	25号
		1609番2	26号

○愛媛県告示第16号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 2 作業期間 令和元年11月7日から
令和2年2月7日まで
- 3 作業地域 松山市域

○愛媛県告示第17号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（三次元データ計測）
- 2 作業期間 令和2年1月16日から
令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 愛媛県の一部

○愛媛県告示第18号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、西条市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和元年11月1日から
12月20日まで
- 3 作業地域 愛媛県西条市丹原町北田野 地内

○愛媛県告示第19号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
字第29号	宇和島市本町追手2丁目4番11号	愛媛県指定金融機関 株式会社 伊予銀行追手支店	宇和島市本町追手2丁目4番11号	令和元年9月27日

○愛媛県告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和2年1月10日

愛媛県東予地方局長 馬越史朗

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
合同会社あおの	ヘルパーステーション 福ろう	愛媛県今治市朝倉上甲1155番地1	令和元年11月1日	訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターにいほま	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目4番32号	令和元年11月20日	訪問介護

○愛媛県告示第21号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年1月10日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一

- 2 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 3 特定施設に関する事項

(1) R - 760 カルバモイル化マス洗浄分離槽

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号 口 分離施設
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり20トン処理
設 置 年 月 日	平成13年4月1日
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	間 欠

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12~14 最大 12~14
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,200 最大 1,560
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 7.1 最大 8.5	

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)で処理する。

(2) L C Pトレイ洗浄機 No.1

特定施設の種類	政令別表第1第33号 口 水洗施設	
特定施設の能力	1日当たり1,700枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5~9
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 32 最大 48
------------------------	----------------

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)で処理する。

(3) L C Pトレイ洗浄機 No.2

特定施設の種類	政令別表第1第33号 口 水洗施設	
特定施設の能力	1日当たり1,700枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5~9
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 64 最大 96	

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)で処理する。

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11.2 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 27.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 15.0

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 20,474 最大 27,557

(2) No.3排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 13.0 最大 19.5
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 33.0 最大 47.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.9 最大 10.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 7.0
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 36,902 最大 40,748

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第22号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年1月10日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

日本ケッチェン株式会社
東京都港区芝浦一丁目2番1号
代表取締役社長 大場 浩正

2 事業場の名称及び所在地

日本ケッチェン株式会社新居浜事業所
新居浜市磯浦町17番4号

3 特定施設に関する事項

リーフフィルターテスト機

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27号イの過施設
特定施設の能 力	ろ過面積1平方メートル
工事の着手予 定年月日	許可後直ちに
工事の完成予 定年月日	着工後直ちに
使用開始の予 定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	間 欠		
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	あ り (計3回程度)		
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1~2 最大 1~2	
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 9,000 最大 9,000	
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 20	
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1以下 最大 1以下	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4,000 最大 4,000	
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 12 最大 15	

備考 汚水等は触媒原料として使用し、水分は乾燥炉にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) スクラパー排水中和槽

設 置 年 月 日	平成19年10月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和設備		
処 理 施 設 の 構 造	鋼板製及び内面FRP製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦2.8メートル 横6.2メートル 高さ3.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり3,600立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3~8 最大 2~9	通常 6~8 最大 5~9
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 55 最大 105	通常 55 最大 105

	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 31 最大 62	通常 31 最大 62
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 16 最大 53	通常 16 最大 53
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,345 最大 1,575	通常 1,345 最大 1,575

備考 汚水等は、処理槽にて処理する。

(2) 処理槽

設 置 年 月 日	平成28年1月15日		
処 理 施 設 の 種 類	化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	水平流式		
処 理 施 設 の 構 造	FRP製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径 3.2メートル 高さ 8メートル 直径 3.2メートル 高さ 7.4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり7,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	酸化処理及び中和処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6~8 最大 5~9	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 28 最大 51	通常 12 最大 17
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 42 最大 62	通常 40 最大 60
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8 最大 114	通常 8 最大 33
りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,760 最大 3,365	通常 2,760 最大 3,365	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の

値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 11.9 最大 16.9
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 40 最大 60
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8 最大 33
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2,850 最大 3,480

○愛媛県告示第23号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年1月10日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第24号イ、ロ、ニ及びホ、第27号イ、ロ、ハ、又及びル、第33号ロ及びハ、第35号イ、ロ及びハ、第37号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、又、ヨ及びタ、第46号イ、ロ及び二、第64号の2ロ、第71号の4並びに第74号
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法及び排出水の量
- 特定施設に関する事項
(1) L A D - 5 T - 3 廃ガス洗浄塔

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	NOx1.4~4.5パーセントを含む空気アルカリによるNOxガス洗浄・吸収	NOx1.4~4.5パーセントを含む空気アルカリ及び洗浄水によるNOxガス洗浄

		処理ガス量1時間当たり400~600立方メートル	処理ガス量1時間当たり250~400立方メートル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0 最大 5.0~9.0	通常 9.0~10.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3,145 最大 5,600	通常 2,000 最大 6,000
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 56 最大 90	通常 70 最大 100

備考 旧施設番号は廃ガス洗浄塔(LAD-5)である。

(2) LAD-6 E-4 廃蒸気コンデンサー

		変更前	変更後
特定施設の型式		プレート式コンデンサー	多孔板式
原材料の種類及び1日当たりの使用量		発生蒸気発生蒸気を間接コンデンサーで冷却・凝縮させる。凝縮水量1日当たり30トン	発生蒸気発生蒸気を間接コンデンサーで冷却・凝縮させる。凝縮水量1日当たり7トン
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2 最大 2~3	通常 2.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5,500 最大 6,000	通常 5,000 最大 6,000
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 30 最大 42	通常 7 最大 10

(3) LAD-14、15 E-3A/B 第1濃縮缶

		変更前	変更後
特定施設の主要寸法		直径(上部)1.7メートル 直径(下部)1.1メートル 高さ11.506メートル	直径(上部)1.7メートル 直径(下部)1.1メートル 高さ11.516メートル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0 最大 2.2~3.5	通常 2.0~3.0 最大 1.0~4.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3,690 最大 5,400	通常 7,000 最大 15,000

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.01未満 最大 0.01未満

備考 旧施設番号は第1濃縮缶(LAD-14)である。同一施設2基が同時稼働する。

(4) LAD-16 D-9 ミスト捕集分離器

		変更前	変更後
特定施設の型式		筒型分離器	分離器
特定施設の主要寸法		直径1メートル 高さ4.257メートル	直径1メートル 高さ4.239メートル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0.1 最大 0.01~0.2	通常 0.1~0.2 最大 0.01~0.2
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.01未満 最大 0.01未満

備考 旧施設番号はミスト捕集分離器である。

(5) LAD-17 P-9、E-9 気液分離器

		変更前	変更後
特定施設の型式		気液分離器	分離器
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 5.0~9.0	通常 7.0~8.0 最大 5.0~9.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.01未満 最大 0.01未満

備考 旧施設番号は真空ポンプ P-9 気液分離器(LAD-17)である。

(6) LAD-18 Z-21 No.4 遠心分離機

		変更前	変更後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	ろ液通常 0.5 最大 0.3~1.5 洗浄排水通常 1 最大 1~3	ろ液通常 0.1~0.5 最大 0.01~1.5 洗浄排水通常 1.0~2.0 最大 1.0~3.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	ろ液通常 - 最大 - 洗浄排水通常 - 最大 -	ろ液通常 0.1未満 最大 0.1未満 洗浄排水通常 0.1未満 最大 0.1未満
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	ろ液通常 - 最大 - 洗浄排水通常 - 最大 -	ろ液通常 0.01未満 最大 0.01未満 洗浄排水通常 0.01未満 最大 0.01未満

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	る液 通常 6.5 最大 10	る液 通常 9 最大 18
	洗浄排水 通常 24 最大 30	洗浄排水 通常 24 最大 30

備考 旧施設番号はNo.4遠心分離機(LAD-18)である。

(7) LAD-22 E-11 廃蒸気コンデンサー

		変更前	変更後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2 最大 2~3	通常 2.0~3.0 最大 1.0~3.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.01未満 最大 0.01未満

(8) LAD-23 FL-11 活性炭フィルター

		変更前	変更後
特定施設の主要寸法		焼結金属 直径(外径) 0.066メートル 直径(内径) 0.062メートル 高さ 1メートル 外筒直径(内径) 0.31メートル 高さ 1.754メートル	直径 0.356メートル 高さ 1.444メートル
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	あり (3カ月に1回排水)
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5 最大 6.5	通常 6.0~7.0 最大 6.0~7.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.01未満 最大 0.01未満

(9) LAD-25 P-27B 気液分離器

		変更前	変更後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6 最大 5~7	通常 6.0~7.0 最大 5.0~7.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.01未満 最大 0.01未満

備考 旧施設番号は真空ポンプ P-27B 気液分離器(LAD-25)である。

(10) LAD-26 P-27A 気液分離器

		変更前	変更後
特定施設の能力		1時間当たり77ノルマル立方メートル	1時間当たり42ノルマル立方メートル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6 最大 5~7	通常 6.0~7.0 最大 5.0~7.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 62	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.01未満 最大 0.01未満

備考 旧施設番号は真空ポンプ P-27A 気液分離器(LAD-26)である。

(11) 乾燥廃ガス水洗塔 T-902A

		変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		種類:乾燥機排ガス、洗浄水 方法:粉じん混入空気の洗浄 使用量:乾燥機排ガス 1時間当たり13,000ノルマル立方メートル 洗浄水 1日当たり 2,291ノルマル立方メートル	種類:乾燥機排ガス、洗浄水 方法:粉じん混入空気の洗浄 使用量:乾燥機排ガス 1時間当たり13,000ノルマル立方メートル 洗浄水 1日当たり 2,736ノルマル立方メートル
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 2,291 最大 2,612	通常 2,736 最大 3,000

(12) NBT 新居浜総合排水処理施設

		変更前	変更後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 109.0 最大 184.2	通常 107.5 最大 184.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 24.6 最大 69.6	通常 24.2 最大 69.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 225.1 最大 240.9	通常 222.0 最大 240.9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 17,494 最大 20,958	通常 17,743 最大 21,439

6 汚水等の処理施設に関する事項

NBT 新居浜総合排水処理施設

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 526.2 最大 1,242.1	通常 109.0 最大 184.2	通常 521.1 最大 1,242.1	通常 107.5 最大 184.2

汚染状態の値	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 499.9 最大 862.1	通常 24.6 最大 69.6	通常 493.1 最大 862.1	通常 24.2 最大 69.6
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 555.8 最大 717.6	通常 225.1 最大 240.9	通常 548.2 最大 717.6	通常 222.0 最大 240.9
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 26.2 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5	通常 25.9 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 17,494 最大 20,958	通常 17,494 最大 20,958	通常 17,743 最大 21,439	通常 17,743 最大 21,439

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
西総合排水口(既設)

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前		変更後		
	化学的酸素 要求量(単位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常	15.6	通常	15.7	最大

窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	22.6	通常	27.6
	最大	45.0	最大	100.0
りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.56	通常	0.60
	最大	2.00	最大	3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 252,986	通常	255,200
		最大 335,405	最大	339,300

備考 この他に雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第24号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、新居浜市大島土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を令和元年12月26日認可した。

令和2年1月10日

愛媛県東予地方局長 馬越 史朗

○愛媛県告示第25号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	西予市野村町高瀬2511番2から 同町高瀬2475番2まで	令和2年1月10日

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年1月10日

愛媛県立中央病院長 西村 誠明

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処理業務委託(処分)
- (2) 委託業務名及び予定数量
感染性廃棄物処分業務: 約4,800,000リットル
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当

該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
 - (4) 電子マニフェスト(JUNET)を導入していること。(導入予定含む)

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場

所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務医事課会計係
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 5528

(2) 入札書の受領期限

令和2年2月27日(木)午後1時30分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

令和2年1月10日(金)から2月4日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和2年2月27日(木)午後1時30分

愛媛県立中央病院 管理棟4階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、令和2年2月4日(火)までの執務時間中に3⁽¹⁾に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital, approximately 4,800,000 liters

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 27 February 2020

(3) For further information, please contact: Accounting Section, General and Medical Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 5528